

鳥取大学医学部附属病院長選考基準

令和 2年12月22日

国立大学法人鳥取大学長

鳥取大学医学部附属病院長選考等規則第6条の規定に基づき、鳥取大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長には、鳥取大学の教授であり、人格が高潔で学識に優れ、強いリーダーシップと優れた経営手腕を持ち、以下に掲げる病院長に求められる資質・能力のすべての要件を満たし、かつ鳥取大学の中期目標・中期計画（※）に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力が求められる。

【求められる資質及び能力】

1. 医師免許を有している者
2. 鳥取大学医学部附属病院の主任診療科長、診療科長又は診療施設の長に併任されている者
3. 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者
高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験及び医療安全管理について十分な知見を有すること。
* 医療安全管理業務とは以下のいずれかの業務をいう。
 - ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理者の業務
 - ②医療事故防止等対策委員会の構成員としての業務
 - ③医療安全管理部における業務
 - ④その他上記に準ずる業務
4. 組織管理能力等の医学部附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有している者
当院又は当院以外の病院（400床以上の総合病院）での以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を司る特定機能病院の管理者として必要な資質・能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取りまく様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができること。
 - ①病院長又は副病院長の経験
 - ②診療科長又は診療施設等の長の3年以上の経験
5. 教育・研究・診療に必要な資質及び能力を有している者
大学の医学系教授の経験があり、学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担う

ことができる能力を有している者

(※)

○鳥取大学の中期目標における「附属病院に関する目標」

平成28年4月1日から令和4年3月31日までの6年間

1. 附属病院の理念「健康の喜びの共有」と基本方針（医療、教育、研究、地域・社会貢献、国際化）に基づき、医師、臨床研究者等の優れた医療人を育成するとともに、質の高い臨床研究を推進する。
2. 鳥取県における地域医療の中核的役割を担うため、質の高い医療を提供するとともに、医育機関及び特定機能病院としての機能を充実する。
3. 附属病院の第2期中期目標マスタープランに掲げた「働きやすさ・人づくり・経営トップクラスの大学病院」を継承し、患者中心の安全・安心で、効率的な病院運営を実践する。

○鳥取大学の中期計画における「附属病院に関する目標を達成するための措置」

- 1-1. 高度な医療技術と医療知識、高い倫理観と豊かな人間性を備える医療者の育成を目指し、地域で求められる医師像も念頭に置いて、卒前から卒後を連結した教育を実践する。
- 1-2. 質の高い臨床研究を推進するため、本院の特徴である次世代高度医療推進センターを中心として、研究者倫理を遵守し、医工連携を通じた人材育成を進めるほか、新たな医薬品及び新しい医療機器開発を5件以上実施する。
- 2-1. 低侵襲外科センターを中心として、ロボット手術等の先進的医療を推進するとともに、若手医療者の技術・倫理教育を強化する等の安全性を高める取組を行う。
- 2-2. 鳥取県内の地域医療を充実させるため、重症児の在宅支援を担う医師等養成事業、在宅医療推進のための看護師育成支援事業等による医療者のキャリア形成支援を行う。
- 2-3. 医療機関の役割分担を明確化し、地域との医療連携を推進するため、医療情報の共有化を拡充するとともに積極的な人事交流を行う。
- 3-1. 医療者が働きやすく、ワークライフバランスの向上に資する新たな制度により処遇改善を行い、看護師の離職率が7%以下を維持できるような職場環境を整備する。
- 3-2. 透明性の高い医療安全の意識を更に高めるため、医療安全教育の充実、インシデント検証の強化等を行う。
- 3-3. 円滑な病院運営を行うために、病院長のリーダーシップの下、人材の配置、資金の重点配分、施設設備を効率的に配置及び活用する。
また、設備マスタープランに基づき、病院施設の充実を進める。